



技能実習適正化支援センター（TITSC）代表の渡邊です。

技能実習法が平成 29（2017）年 11 月に施行されてから、早 3 年が経ちました。今回のニュースレターでは外国人技能実習機構（OTIT）が纏めた令和元年度外国人技能実習機構業務統計について、ご紹介いたします。

令和元年度外国人技能実習機構業務統計

https://www.otit.go.jp/research_toukei_r1/

（1）国籍・地域別 計画認定件数

2019 年度の国籍・地域別の計画認定件数は、第 1 位 ベトナム、第 2 位 中国は 2018 年度と同様ですが、第 3 位にフィリピンに代わってインドネシアが、また、第 5 位にタイに代わってミャンマーが入りました。

平成 30 年度（2018 年度）			令和元年度（2019 年度）		
ベトナム	196,732	50.5%	ベトナム	196,001	53.5%
中国	89,918	23.1%	中国	69,795	19.1%
フィリピン	35,515	9.1%	インドネシア	32,508	8.9%
インドネシア	31,900	8.2%	フィリピン	30,326	8.3%
タイ	11,403	2.9%	ミャンマー	13,739	3.8%
ミャンマー	10,715	2.8%	タイ	9,587	2.6%
カンボジア	8,822	2.3%	カンボジア	8,903	2.4%
モンゴル	1,880	0.5%	モンゴル	2,200	0.6%
その他	2,436	0.6%	その他	3,108	0.8%
合計	389,321	100.0%	合計	366,167	100.0%

（2）都道府県別、職種別 計画認定件数

2019 年度の技能実習生の受入人数が多い職種に対する都道府県別の計画認定件数（上位 5 都道府県）は以下の通りです。機械・金属関係では岐阜県、三重県が大阪府、兵庫県を抜いて順位が上がっています。

主な業種	全国件数	第 1 位	第 2 位	第 3 位	第 4 位	第 5 位
建設	76,013	東京都	埼玉県	愛知県	神奈川県	大阪府
食品製造	68,843	北海道	愛知県	千葉県	埼玉県	静岡県
機械・金属	58,819	愛知県	岐阜県	三重県	大阪府	兵庫県
農業	32,419	茨城県	熊本県	北海道	千葉県	群馬県
繊維・衣服	24,022	岐阜県	岡山県	愛知県	福井県	愛媛県

（3）機構による実地検査の件数と違反割合

監理団体及び実習実施者に対する機構の実地検査の件数は 2018 年度が約 1 万件だったのに対して、2019 年度は約 1 万 8 千件に増えました。実地検査に対する指導件数の割合は、改善傾向が認められます。

	平成 30 年度（2018 年度）			令和元年度（2019 年度）		
	実地検査	指導件数	違反割合	実地検査	指導件数	違反割合
実習実施者	7,886	2,752	34.9%	14,970	4,922	32.9%
監理団体	2,483	1,417	57.1%	3,087	1,331	43.1%
合計	10,369	4,169	40.2%	18,057	6,253	34.6%

コラム：新しい実習生が来た！

多くの会社の実習生の人数枠は年 3 人。少子化の今、若い人が 3 人も入社してくるのは珍しいことかもしれない。もちろん実習生は日本で夢を叶える（お金を稼ぐ）ことを目的に来日する訳だが、少なからず勉強目的でもあったりする。実習生の多くは、海外はもとより親元を離れることも初めてで緊張しています。早く仕事を覚えて戦力になってもらうには、キツ当たるだけでは良くありません。辛抱強く、忍耐力を持って時には親のように指導する役目が会社にはあります。「日本に来て良かった」。そう来日した実習生に言ってもらいたいと制度に関わる本当に多くの人が思っています。しかし、どのようにして実習生に早く、そしてスムーズに新しい環境に慣れてもらうか。実習生と会社のトラブルを未然に防ぐため、監理団体の役目は大きいです。ある監理団体は、新しい実習生の紹介ポスターを食堂に貼って、実習生と社員のコミュニケーション促進に役立っています。会話ができれば職場の雰囲気は良くなるだけでなく、実習生の日本語能力も早く上達します。他の監理団体は、講習期間中に郵便局、銀行、警察署の紹介に加えて近隣住民への挨拶も行き、日本文化を紹介しつつ新生活の支援をしています。週末の買い出し、地元お祭りへの参加、日本語教室までではできなくても、自国を離れて心細い実習生に良いスタートしてもらう方法はたくさんあります。

優良な監理団体になるための要件に「地域社会との共生」があります。お困りの監理団体があればアイデアと一緒に考え提供しますので、お気軽にご相談ください。

弊センターは、技能実習制度や入管手続きに詳しい首都圏に在住する行政書士、社労士による外国人技能実習制度を取扱う専門機関です。外国語にも対応できます。地方担当の行政書士もおり、入管地方事務所への申請取次がスムーズにできますので大変便利です。

弊センターでは監理団体様及び実習実施者様にさまざまなサービスを提供しております。お気軽に弊センターにご用命いただけますようご案内申し上げます。

- 機構計画認定申請と入管申請
- 建設キャリアアップシステム代理申請
- 外部監査
- その他（法的保護講習、各種労務関係手続き支援、相談）

技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290 携帯 : 090-4710-3790

E-mail : info@titsc.org URL : <http://www.titsc.org/>